

2026年5月25日

各位

株式会社 山口フィナンシャルグループ  
株式会社 山口銀行  
株式会社 もみじ銀行  
株式会社 北九州銀行

## 事業性融資推進法の施行に伴う「企業価値担保権」の取扱開始について

山口フィナンシャルグループ（代表取締役社長CEO 棕梨 敬介）は、子会社である山口銀行（頭取 曾我 徳将）、もみじ銀行（頭取 平中 啓文）、北九州銀行（頭取 岡田 健吾）において、本日施行される「事業性融資の推進等に関する法律（事業性融資推進法）」に基づき創設される「企業価値担保権」の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 取扱開始の背景・概要

「事業性融資の推進等に関する法律（事業性融資推進法）」は、「担保・保証に依存した融資」から「事業の内容や成長性に着目した融資」への転換を促すことを目的とした法律です。

金融庁は、「企業価値担保権」を、この転換を実現するための制度的手段と位置付けています。

当社グループは、本制度の趣旨を踏まえ、お客さまの事業内容や将来性を重視した金融支援を推進するとともに、地域金融機関として、お客さまの中長期的な成長に資するべく、本制度の取扱いを開始いたします。

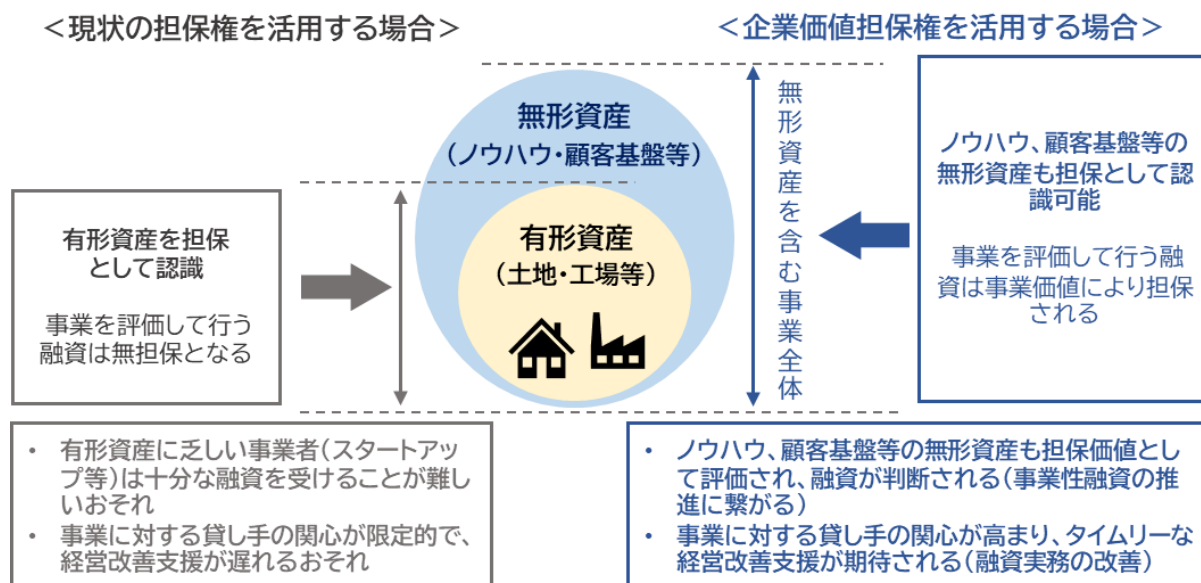
#### <企業価値担保権の制度概要>

根拠法令	: 事業性融資の推進等に関する法律（事業性融資推進法）
施行日	: 2026年5月25日（月）
担保対象	: 借り手企業の総財産（事業全体・将来キャッシュフロー等を含む）
設定できる企業	: 株式会社・持分会社（個人事業主・会社以外の法人は対象外）
設定の手続き	: 信託契約に基づき設定し、商業登記簿への登記により効力を有する

#### 2. 企業価値担保権の特徴

企業価値担保権は、事業性融資推進法に基づき創設された制度であり、土地・建物などの「形ある資産」だけではなく、ノウハウや顧客基盤、将来生み出すキャッシュフローなどを含む「事業そのものの価値（＝企業価値）」を担保とすることを可能にする担保制度です。

【企業価値担保権の活用による事業性融資の推進イメージ】



※金融庁説明資料より当社作成

3. 取扱内容

項目	内容
取扱開始日	2026年5月25日(月)
取扱銀行	山口銀行、もみじ銀行、北九州銀行(グループ3行同時取扱開始)
対象となるお客さま	当社グループ銀行とお取引のある株式会社・持分会社のお客さま
取扱業務	企業価値担保権の設定を伴う融資・信託業務

4. 企業価値担保権のご活用を検討されるお客さま

お取引店または各行の法人営業担当者までご相談ください。お取扱条件等の詳細につきましては、個別にご案内させていただきます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

山口フィナンシャルグループ 営業戦略部  
 担当：和泉 TEL：080-4756-8658  
 担当：平田 TEL：080-7123-3412